

佐賀県飼料生産拡大推進事業に係る採択基準

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合には、採択しないものとする。

- ・家畜排せつ物法等関係法令を順守していない場合（事業実施主体が畜産農家の場合）
- ・県外で生産される子実用とうもろこしを利用する場合
- ・各評価項目について、「0点」または減点される項目が存在する場合

評価項目	評価の方法	配分基準	配点
事業執行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施主体の要件を満たしているか。 ○定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 ○会計規程が整備されているか。 ○事業に必要な資金を確実に確保できる団体等か。 ○供給先と1年以上の供給契約を締結しているか、作業受託の場合は、農作業受託契約を有するか。 など 	適切 一部見直しが必要 適切でない	5点 3点 0点
事業執行方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○事業の執行にあたり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また添付書類の欠落はないか。 など 	適切 一部見直しが必要 適切でない	5点 3点 0点
他の補助事業での評価	<ul style="list-style-type: none"> ○自給飼料生産・利用拡大対策事業及び佐賀県産飼料増産総合対策事業において、目標未達成となっていないか。 ○過去3か年に県からの交付決定の取消を受けていないか。 	2つ該当 1つ該当	- 10点 - 5点
事業計画等の妥当性	（事業内容の妥当性） <ul style="list-style-type: none"> ○目標が明確に示されており、その実現性が高いか。 ○現状の経営や地域の飼料需給状況を踏まえた課題や目指すべき方針が明確にされており、事業による効果が定量的に整理されているか。 ○目標達成に向けた協力体制、役割分担など整備されているか。 ○生産された子実用とうもろこしは畜産農家が利用する計画となっているか。 	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	（導入計画及び目標の妥当性） <ul style="list-style-type: none"> ○導入機械の能力、機能、利用方法が、実施計画の取組に照らして適切であるか、 unnecessaryな活動内容や機能を有する機械導入の内容となっていないか。 ○現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか（地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過少な目標になっていないか）。また取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	（スケジュールの妥当性） <ul style="list-style-type: none"> ○目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。 	適切 一部見直しが必要 適切でない	5点 3点 0点
	（目標値） <ul style="list-style-type: none"> ○目標年度に子実用とうもろこしの生産・利用面積が1ha以上拡大する計画（目標）となっているか。 	5ha以上 3ha以上 1ha以上 1ha以下	5点 3点 1点 0点
	<ul style="list-style-type: none"> ○目標年度に生産された子実用とうもろこしの過半を県内畜産農家等へ供給する計画（目標）となっているか。 	10割 8割以上 5割以上 5割以下	5点 3点 1点 0点
（地域への波及） <ul style="list-style-type: none"> ○生産者や生産組織等に対し、県内のモデル事例として、影響をもたらす取組であるか。 	十分認められる 一部認められる 全く認められない	3点 1点 0点	